

山口県報

令和元年
7月12日
(金曜日)

目 次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）	一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定（環境政策課）	四
漁業災害補償法第八十八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）	五
保安林予定森林（山口市）（森林整備課）	五
○公告	五
契約の締結（財政課）	五
公共測量の実施（監理課）	六
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	六
○公安委公告	六
一般競争入札の実施	六
○雑報	八
平成三十年度山口市町村職員共済組合決算の要旨	八

山口県告示第九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年七月十二日から同年八月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

種 類	共同 処理 施設					脱窒 処理 施設					種 類		
	処理前		処理後			処理前		処理後					
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	水素イオン濃度 (水素指数)
	七・四	〃	〃	〃	〃	七・二	〃	〃	〃	〃	七・二	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
	九〇五	〃	〃	〃	〃	五・六	〃	〃	〃	〃	三・一	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	浮遊物質 (mg/l)
	一四・五	〃	〃	〃	〃	二二	〃	〃	〃	〃	五三	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	二〇	〃	〃	〃	〃	二七	〃	〃	〃	〃	九七	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	二二・五	〃	〃	〃	〃	一五	〃	〃	〃	〃	二五三	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	四〇	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	三三六	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	四・五	〃	〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	五三	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	六〇	〃	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二二	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	一〇一	〃	二二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二八二	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	〇・四	〃	〃	〃	〃	〇・五	〃	〃	〃	〃	一・五	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	窒素 (mg/l)
	〇・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三・五	〃	〃
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	一〇、〇七六	二二、〇九六	二二、二六六	二二、二八二	二二、四五二	二二、二八二	二二、四五一	二二、六八一	二二、八五一	二二、七九六	二二、七九六	二二、七九六	二二、七九六
汚 染 状 態 の 値	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	一一、六六九	一六、九七〇	一六、五八九	一七、一七七	一六、七九六	一七、一七七	一六、七九六	一七、五八〇	一七、一九九	一七、三三〇	一七、三三〇	一七、三三〇	

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	七四				種 類
	変更後		変更前		
	変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	〃	七・二	〃	七・五	水素イオン濃度 (水素指数)
	〃	九	五・六	九	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	〃	〃	〃	浮遊物質 (mg/l)
	〃	二二	〃	一一・二	窒素 (mg/l)
〃	〃	二七	〃	一五・七	窒素 (mg/l)
	〃	一五	〃	一六・一	窒素 (mg/l)
〃	〃	三〇	〃	三八・九	窒素 (mg/l)
	〃	二二二	〃	二〇	窒素 (mg/l)
〃	〃	二八二	〃	四九	窒素 (mg/l)
	〃	〇・五	〃	〇・四	窒素 (mg/l)
〃	〃	一	〃	〇・七	窒素 (mg/l)
	一二、二八二	一二、四五二	二五、〇八二	二四、七九四	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
〃	通	常	最	大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	一七、一七七	一六、七九六	三六、二一八	三四、三五〇	汚水等の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	項目	
〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	八・五	常	最大
〃	七	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	二〇	常	最大
〃	一〇・六	通	浮遊物質 量 (mg/l)
〃	三〇	常	最大
〃	四・五	通	鉱 油類 量 (mg/l)
〃	二〇	常	最大
〃	六〇	通	窒 素 量 (mg/l)
〃	〇・三	常	最大
〃	八	通	燐 素 量 (mg/l)
〃	一〇、一一五	常	最大
〃	一四、六三九	通	排水の一日当たりの量 (m ³)

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

共同 処理 施設		〃		〃		〃		〃		〃		〃		オ イ ル セ バ レ ー タ ー ・ 中 和 施 設
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		〃
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	七・六	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	九・五	〃	〃	〃	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一一・六	〃	〃	〃	一一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一四・九	〃	〃	〃	一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	一四	〃	〃	〃	一六・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	四・四	〃	〃	〃	三・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二〇	〃	〃	〃	六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〇・六	〃	〃	〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	六、六九四	一八、三八八	一八、一〇〇	一八、三八八	一八、一〇〇	一六、三三〇	一六、四三五	一六、三三〇	一六、四三五	一〇、〇一一	一〇、〇七六	一〇、〇一一
〃	〃	〃	九、七〇一	二六、五一七	二四、六四九	二六、五一七	二四、六四九	一九、二七二	一九、〇三五	一九、二七二	一九、〇三五	一一、八一三	一一、六六九	一一、八一三

No.10 排水口		No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	七・六	〃	七・五	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	〃	九	〃	〃	〃	八・五	〃	九	〃	八・五	〃	〃	〃	九
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二	〃	一・六	〃	一・一	〃	〃	〃	一四・五
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九	〃	〃	〃	二二・五
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八	〃	〃	〃	〃
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五	〃	〃	〃	六〇
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	一〇一
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃	〃	〇・八
〃	二二〇	〃	一	〃	一七六、八八〇	〃	一七五、二〇〇	〃	六、六九四	一八、三八八	一八、一〇〇	一六、三三〇	一六、四三五	一〇、〇一一	一〇、〇七六
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	一七五、二〇〇	〃	一〇、〇〇九	二七、三〇九	二五、四四一	二〇、五九四	二〇、三五七	一一、六二四	一一、四八〇

山口県告示第九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年七月十二日

山口県知事

村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の五の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第八十条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

小畑区域	区	域	区	分
総トン数十トン以上の漁船により、底びき網を使用して営む漁業				

山口県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地船路字巢垣一六七二、一六七三、一六七五から一六八二まで、一六八四から一六八七まで、字巢垣東一六八八、一六八九、一六八九第一、一六九〇の一から一六九〇の三まで、一六九一、一六九二の一から一六九二の三まで、一六九三の一から一六九三の三まで、一六九四から一七〇二まで、字巢柿一〇三九一、一〇三九二の一、一〇三九二の二、一〇三九三の二、一〇三九三の五、一〇三九三の七、一〇三九四、一一三一六から一一三二一まで、字巢柿東一一三二二から一一三二四まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）



(六二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部財政課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

予算編成システム再構築、機器賃借及び運用管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和元年五月十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

一億千三百八十八万八千八百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(六三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

令和元年六月二十七日から令和二年三月十三日まで

(六四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字東豊井字長添

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市東海岸通り一番地二七

株式会社山下工業所

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年七月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二百七万キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ



の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、電気について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和元年七月十二日から同年八月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和元年七月十二日から同年八月二十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和元年八月二十九日正午(入札書を持参する場合は、令和元年八月二十九日午後三時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

令和元年八月二十九日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五十五条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年八月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三二二九〇〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2.07 million kWh

(3) Delivery period: From November 1, 2019 to October 31, 2022

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

(6) Time-limit for tender: 12:00 Noon, August 29, 2019

(In case of bringing a tender: 3:00 P.M., August 29, 2019)



平成三十一年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成三十一年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和元年七月十二日

山口県市町村職員共済組合理事長 市川 熙

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	入		
												前年度繰越支払準備金	計	
負 担 金	5,171,413	13,815,829	718,135	167,678			194,978	174,966						
掛金・任意継続掛金	5,219,139	8,685,903	718,121					170,681						
施設収入・商品売上									219,869					
連 合 会 交 付 金							90,655							151
利 息 及 び 配 当 金	82				434	8,096	20	91	2	433,359				
そ の 他 収 入	485,089						10,461	24,524	5,956	33,200				13,801
他 経 理 か ら 繰 入 金							39,114		58,000					
前年度繰越支払準備金	743,878													
計	11,619,601	22,501,732	1,436,256	167,678	434	8,096	335,228	370,262	283,827	466,559				13,952
給付・一部負担金払戻金	4,794,834													
役員報酬・職員給与							189,915	13,966	77,317	26,717				
旅 費 ・ 事 務 費							18,440	2,307	1,805	2,467				1,114

支		入										
商	品	仕	入									
飲食材料費											658	
委託費・委託管理費											57,789	
支払利息										434	8,096	
前期高齢者納付金												
後期高齢者支援金												
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金												
介護納付金												
連合会払込金												
連合会拠出金												
負担金払込金												
掛金払込金												
その他支出												
雑損												
他経理へ繰入金												
次年度繰越支払準備金												
計												
当期利益金又は当期損失金(△)												

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区	分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	純 資 産	
													流動 資産	固定 資産
		2,777,300	1,375,569	92,683	648	434	672,425	324,385	852,615	252,760	5,908,671	50,844	2,777,300	1,984,709
						660,000	132,867	27,133	10,813	480,000	32,531,145	1,043,970		
	資 産 合 計	2,777,300	1,375,569	92,683	648	660,434	805,292	351,518	863,428	732,760	38,439,816	1,094,814	2,777,300	1,375,569
	負 債													
	流 動 負 債	471,542	1,375,569	92,683	648	660,434	805,292	9,929	104,435	16,081	35,127,142	62	471,542	1,375,569
	固 定 負 債	745,049						150,736	15,373	54,383	45,105	823,969	745,049	
	負 債 合 計	792,591	1,375,569	92,683	648	660,434	805,292	160,665	119,808	70,464	35,172,247	824,031	792,591	1,375,569
	資 本 剰 余 金							52,182	25,350	790,544				
	利 益 剰 余 金							138,611	718,270		3,267,569	270,783		
	欠 損 金									128,248				
	純 資 産 合 計	1,984,709						190,853	743,620	662,296	3,267,569	270,783	1,984,709	
	負 債・純 資 産 合 計	2,777,300	1,375,569	92,683	648	660,434	805,292	351,518	863,428	732,760	38,439,816	1,094,814	2,777,300	1,375,569